

具体的かつ詳細な随意契約理由について(物品等)

様式7

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和8年度 ショベルローダー(環境局) 借入	自動車賃貸	三菱オートリース株式会社	12,751,200	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G7	-
2	城北環境事業センター真空式温水ヒーター修繕	産業用機器	株式会社ヒラカワ	1,210,000	令和8年5月25日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
3	ショベルローダー(環境9号)修繕	産業用機器	ロジスネクストジャパン株式会社	1,087,460	令和8年6月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
4	ショベルローダー(環境13号)修繕	産業用機器	ロジスネクストジャパン株式会社	1,359,446	令和8年6月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
5	ショベルローダー(環境11号)修繕	産業用機器	ロジスネクストジャパン株式会社	1,246,388	令和8年6月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 ショベルローダー(環境局) 借入

2 契約の相手方

三菱オートリース株式会社

3 随意契約理由

資源ごみ中継地及びプラスチック資源中継施設運営用ショベルローダーについては、大量に搬入された資源ごみ・プラスチック資源を迅速に整理するとともに、資源ごみの選別及びプラスチック資源の異物除去の業務を委託している委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。

現在、使用しているショベルローダー14台については、平成28年6月から令和6年10月まで、三菱オートリース株式会社とメンテナンスを含む8年間の長期借入契約を締結していた。

契約期間の終了に伴い、当初は、現行と同等のメンテナンスを含むリース契約を想定していたが、市場調査の結果、契約できるリース会社がないことから、令和6年度に新車を調達する準備を進めていた。

しかしながら、令和6年2月に製造メーカーの三菱ロジスネクスト株式会社より、エンジン部品の供給不足のため、受注を停止する旨の通知が出され、新車が調達できない状況となったことから、令和8年3月まで再度のリース契約をしてきた。

令和7年度に受注再開したことから、令和8年2月27日に令和10年3月24日を納入期限としたショベルローダー14台の買入契約を締結した。

これを受けて、新車を調達するまでの間について、現行契約をするほか、新規リースやレンタルも含めて対応可能な手法を検討したが、当局独自の特殊仕様の車両を用意できる事業者は三菱オートリース株式会社のみであることから、同社と再度の再度のリース契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 (電話番号 06-6630-3257)

随意契約理由書

1 案件名称

城北環境事業センター真空式温水ヒーター修繕

2 契約の相手方

株式会社ヒラカワ

3 随意契約理由

本修繕は、城北環境事業センターにおける真空式温水ヒーター（以下「当該設備」）について、真空部品一式等の故障により動作不良をおこし、性能が十分に発揮できなくなったため、故障した部品の取替後に試運転調整を行い当該設備の性能復旧を行うものである。

当該設備は、株式会社ヒラカワが有する独自の技術により製造・設置したものであり、設備の有する特性を理論的、経験的に十分把握したうえで行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面での対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。

また、修繕後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対して一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

上記理由により、株式会社ヒラカワと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3376）

随意契約理由書

1 案件名称

ショベルローダー（環境9号）修繕

2 契約の相手方

ロジスネクストジャパン株式会社

3 随意契約理由

ショベルローダーについては、大量に搬入される資源ごみ及びプラスチック資源をストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。

上記、ショベルローダーについては、三菱オートリース株式会社と借入契約し、保守事業者として、ロジスネクストジャパン株式会社を指定している。今回のバケットシリンダ部からのオイル漏れの不具合、フロント・リヤタイヤ及びバケットダブルエッジの消耗の修繕については、上記契約の保守対象外となっていることから、同社から保守業務の委託を受けているロジスネクストジャパン株式会社と別途、契約するものである。

リース会社が所有する車両については、いかなる修繕であっても、指定事業者以外に修繕を行わせた場合、その後の使用において、生じたトラブルの原因や責任の所在が不明確となるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課（電話番号 06-6630-3257）

随意契約理由書

1 案件名称

ショベルローダー（環境 13 号）修繕

2 契約の相手方

ロジスネクストジャパン株式会社

3 随意契約理由

ショベルローダーについては、大量に搬入される資源ごみ及びプラスチック資源をストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。

上記、ショベルローダーについては、三菱オートリース株式会社と借入契約し、保守事業者として、ロジスネクストジャパン株式会社を指定している。今回のフロント・リヤタイヤ及びバケットダブルエッジの消耗、ターボチャージャー不具合に起因する走行不良の修繕については、上記契約の保守対象外となっていることから、同社から保守業務の委託を受けているロジスネクストジャパン株式会社と別途、契約するものである。

リース会社が所有する車両については、いかなる修繕であっても、指定事業者以外に修繕を行わせた場合、その後の使用において、生じたトラブルの原因や責任の所在が不明確となるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課（電話番号 06-6630-3257）

随意契約理由書

1 案件名称

ショベルローダー（環境 11 号）修繕

2 契約の相手方

ロジスネクストジャパン株式会社

3 随意契約理由

ショベルローダーについては、大量に搬入される資源ごみ及びプラスチック資源をストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。

上記、ショベルローダーについては、三菱オートリース株式会社と借入契約し、保守事業者として、ロジスネクストジャパン株式会社を指定している。今回の DPF（排気ガス浄化装置）関連キットの不良による不具合及びベアリングの劣化によるリヤハブの作動不良による不具合の修繕については、上記契約の保守対象外となっていることから、同社から保守業務の委託を受けているロジスネクストジャパン株式会社と別途、契約するものである。

リース会社が所有する車両については、いかなる修繕であっても、指定事業者以外に修繕を行わせた場合、その後の使用において、生じたトラブルの原因や責任の所在が不明確となるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課（電話番号 06-6630-3257）